

再公示：

次の案件については7月22日に公示しましたが、応募がなかったため、再公示します。

番 号：150546

国 名：セネガル

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ

件 名：広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格 付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年8月下旬から2015年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.55M/M、現地 0.93M/M、合計 1.48M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間
3日 28日 8日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月12日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービ
ル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務：	各種評価調査（水産分野の経験があれば望ましい）
対象国／類似地域：	西アフリカ／全途上国
語学の種類：	英語 または 仏語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等
特になし

(2) 必要予防接種

黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

セネガルは大西洋に面する水産国で、年間漁獲量は409,429トン（2010年）、その内約90%が零細漁業従事者により漁獲されている。零細漁業には、同国就業人口の約10%に当る約60万人が従事、水産物の輸出量は年間約8万トン（約1,646億FCFA）と、同国輸出総額の約16%を占めている。また、国民の動物性タンパク質摂取量の約70%が水産物によるものとなっている。このように同国における零細漁業は、雇用創出、経済振興、食料安全保障において重要なセクターとなっている。

セネガルは、水産セクターの開発戦略として2007年に水産分野政策書簡を策定し、その開発戦略として、①「水産資源とその生息域の持続的な管理と復元」、②「水産物の国内需要への充足」、③「水産資源の最適な付加価値化」、④「水産従事者の能力強化」を挙げている。一方、近年、漁獲においては底魚魚種を中心に水揚量は減少傾向にあり、漁獲物の小型化が進む等、資源の減少が問題となっている。また、流通段階では漁獲後損失、食品衛生・品質等の課題とともに、水産施設の管理運営を含む流通改善が求められている。更に、行政機構における予算不足や人材不足等の脆弱さから、セネガル水産政策の戦略的な促進が課題となっている。

我が国の対セネガル国別援助方針は、基本方針（大目標）として「西アフリカ地域の安定化の基礎となる経済開発と社会開発のバランスのとれた支援」を、重点分野（中目標）に「持続的な経済成長の後押し」を掲げ、水産分野を含む「第一次産業振興」を重点開発課題（小目標）のひとつに設定している。JICAはその実現に向け、「持続可能な漁業振興プログラム」に取組み、「持続的な経済成長への後押しとして、セネガルの零細漁業における人材育成と能力向上を通じた「実効性のある水産資源管理体制」と「基盤整備を含めたバリューチェーン開発」のモデルの確立、及び近隣国を含めた地域への普及」を目指している。水産資源管理分野に関しては、これまでに開発調査「漁業資源評価・管理計画調査（以下、漁業資源開調）」（2003年～2006年）及び技術協力プロジェクト「漁民リーダー育成・零細漁業組織強化プロジェクト（以下、COGEPAS）」（2009年～2013年）を実施し、日本の資源管理アプローチである漁業従事者と行政による水産資源の共同管理の取組みを進めている。

COGEPASでは、セネガルにおける水産共同資源管理指針を策定し、周辺国の水産局

を一堂に会しての水産共同資源管理国際セミナーを実施した。また、現在実施中の開発調査型技術協力プロジェクト「バリューチェーン開発による水産資源共同管理促進計画策定プロジェクト（PROCOVAL）」では、水産共同資源管理を促進する水産物のバリューチェーン開発計画の策定を支援している。

セネガルにおける水産分野の開発パートナーについては、漁業関係者の能力強化による漁業管理体制の構築を目指す支援に取り組んでおり、EU、USAIDが水産共同資源管理に係る協力を計画・実施し、成果等の分析が進んでいる。

また、セネガル周辺の西アフリカ諸国（モーリタニア、カーボベルデ、ガンビア、ギニアビサウ、ギニア、シエラレオネ、コートジボワール等）は、いずれも大西洋に面する水産国であり、水産業は各国の社会・経済発展に重要な産業として、各国の開発政策に記されている。コートジボワールを除く上記7カ国は「漁業地域委員会（La Commission Sous-Régionale des Pêches（以下、CSRP））」を組織し、加盟国政府間で漁業分野における連絡・調整、協議等を行っている。その一方で、各国の海域において水産資源の減少や小型化が指摘されており、水産資源の管理が喫緊の課題となっている。かかる状況の下、セネガルの水産共同資源管理に係る知見を各国と共有する実務的な研修や技術交流の実施が各国水産局からも要望されている。

かかる状況下、セネガル国政府から我が国に対し、セネガルにおける水産共同資源管理の普及・拡大及び周辺国との水産共同資源管理に係る広域的な技術交流・研修等を行うことを目的とした「広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト（以下、本プロジェクト）」が要請された。

以上の背景を踏まえ、本プロジェクトは持続可能な漁業振興プログラムの内、実効性のある水産資源管理モデルの確立と、その近隣国を含めた地域への普及に対して実施される協力として重要な位置付けとなっている。今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

<周辺国の状況>

- ・ ガンビア、ギニアビサウ、ギニアについてはセネガル同様零細漁業が中心だが、水産共同資源管理に係る実施プロセスや方法等の知見に乏しく、効果的な実施は出来ていない。
- ・ モーリタニアは企業型漁業と零細漁業によって漁獲される水産物の約90%が輸出されている。
- ・ カーボベルデは零細漁業と企業型漁業の割合は約半々であり全輸出に占める水産物の割合は約30%である。
- ・ コートジボワールの零細漁業においても資源管理の取組みが求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取纏めを行う。

また、本プロジェクトは、漁業資源開調及びCOGEPASの成果を踏まえ、セネガルにおける水産共同資源管理活動の強化及び普及・拡大を目指すとともに、周辺国との地

域間交流や技術交換、研修、専門家による各国の取組みモニタリング等を実施することにより、水産共同資源管理に係る取組みを広域的に展開することを想定している。調査実施に際しては、これらの点に十分留意の上、セネガル及び周辺対象国における具体的な協力活動や広域協力の実施形態等、プロジェクトの枠組みを検討する。

本調査では、セネガルにおいて実施する水産共同資源管理の技術協力案件を形成し、周辺国が参画する方法や枠組を検討する。対象となる周辺国の本プロジェクト参画に係る個別の要望や意向等については、別途プロジェクト本体の実施時に検討することとし、本業務従事者による現地調査や各国関係者をセネガルに集めてのヒアリング等は実施しない。本業務従事者は、各種情報・通信媒体等により周辺国の水産及び水産資源管理の状況に係る情報収集を行い、結果を取纏めることとする。

(1) 国内準備期間 (2015年8月下旬)

- ①要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、セネガル側関係機関 (カウンターパート機関等) に対する質問票 (案) (英文または仏文) を作成する。
- ②他団員の作成する質問票を取纏め、関係機関へ配布する。(事前に質問票を作成した場合、JICAセネガル事務所経由、先方機関あて送付する。)
- ③セネガル及び西アフリカ諸国 (モーリタニア、カーボベルデ、ガンビア、ギニアビサウ、ギニア、シエラレオネ、コートジボワール) の水産政策及び水産資源管理政策について課題を抽出する。
- ④既存協力案件 (漁業資源開調及びCOGEPAS) の活動背景、経緯、内容、成果、協力終了後の状況等を把握の上、本プロジェクトの目標、成果、活動、指標、投入等の想定を行う。
- ⑤プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案及びP/O (Plan of Operations) 案を検討する。
- ⑥対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年8月下旬～9月下旬)

- ①JICAセネガル事務所等との打合せに参加する。
- ②セネガル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③セネガルの関連機関に対し、JICA技術協力プロジェクトスキームについて説明するとともに、裨益国負担事項についてその準備状況の確認を行う。
- ④担当分野に係る情報・資料を収集し、質問票を作成した場合には回収の上、現状を把握・分析の上、プロジェクト形成に向け提言を行う。分析結果及び提言を他団員と共有する。
具体的には以下のとおり。
 - ア) 水産政策及び水産資源管理政策の内容並びに同政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) 水産分野及び水産資源管理分野の現状と課題
 - ウ) 水産分野及び水産資源管理分野における政府の役割、体制 (組織、予算、他機関との関係等)
 - エ) 水産分野及び水産資源管理分野における民間の役割、体制、投資
 - オ) 社会経済的観点からの水産資源管理支援のニーズ (必要な分野、内容等)
 - カ) 水産資源管理に対する他ドナー等 (含: CSRP) の支援・活動状況及び連携

可能性

キ) 本プロジェクトによる広域支援実施のセネガル国側における位置付け

ク) 本プロジェクトにおける周辺対象国との関係、周辺対象国の参画の仕方(研修、技術交流等の実施を含めたプロジェクトの枠組み)

- ⑤ 漁業資源開調及びCOGEPAS終了後の状況・課題等(持続性、発展性等)を調査、分析する。
- ⑥ 本プロジェクトの実施に向けた先方政府の体制、予算、プロセス等を確認し、本協力の位置付けや効果について分析する。
- ⑦ 具体的なプロジェクトの活動内容及びサイトが想定できる場合は、候補地の現地踏査を実施し、協力対象者や組織、養殖条件、アクセス等、プロジェクトを実施するに当たっての現況や課題等につき確認する。
- ⑧ 水産局とともに水産資源管理に関連する機関・組織を招集しワークショップを開催する。ワークショップではJICA技術協力プロジェクトスキームを説明するとともに、他ドナーの協力概要を関係者で共有し、本プロジェクトの内容について検討する。
- ⑨ 調査結果に基づき、PDM案、P/O案、モニタリングシート案を作成する。
- ⑩ セネガル側関係者との協議で合意された内容につき、R/D(Record of Discussions)案、M/M(Minutes of Meetings)案の取纏めに協力する。
- ⑪ 本プロジェクトに係る評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)の作成に着手する。
- ⑫ 調査に係る詳細計画策定結果(案)の策定に協力する。
- ⑬ JICA事務所等への現地調査結果報告に際し、担当分野(PDM案、P/O案、評価5項目、政策、案件枠組等)に係る報告を行う。

(3) 帰国後整理期間(2015年9月下旬～2015年10月下旬)

- ① 詳細計画策定結果の作成に協力する。
- ② 事業事前評価表(案)を作成する。
- ③ PDM、P/O、R/Dの作成に協力する。
- ④ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取纏めを行う。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照願います。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒成田を標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の一般業務費については、JICAセネガル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。
- ・セネガルにおける車両関係費
 - ・セネガルにおける通信費
 - ・セネガルにおける資料等作成費
- 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年8月29日～9月25日を予定しています。

JICA団員の現地調査期間は2015年9月13日～9月28日を予定しています。本業務従事者は、JICA団員の現地調査期間に先行して現地調査を開始することとします。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 技術参与 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)
- オ) 水産資源管理 (コンサルタント)
- カ) 日仏通訳 (JICA)

③便宜供与内容

JICAセネガル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配
あり（当初の調査日程に基きJICAが手配します。変更等は本業務従事者が独自に対応願います。）
- ウ) 車両借上げ
セネガルにおける車両借上げについては、JICAセネガル事務所にて予約・支払を行います。全行程の燃料費、通行料、地方での車両借上げ費については、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。

エ) 通訳備上

必要に応じ現地にて英仏通訳を備上します。

日仏通訳がJICA団員に同行します。

オ) 現地日程のアレンジ

現地調査開始時の関係機関訪問についてはJICAセネガル事務所がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム(TEL:03-5226-8409)にて配布します。

①要請書

②COGEPASファイナルレポート及び附属書「共同資源管理指針」

本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

①セネガル国「漁業資源評価・管理計画調査」最終報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000170293.html>

②テーマ別評価「評価結果の横断分析水産分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」

http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/after/ku57pq00001cdfnb-att/201412_03.pdf

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地調査の実施に当っては、JICAセネガル事務所、在セネガル日本国大使館及び外務省海外安全ホームページ等により提供される安全情報及び指導に従うこととします。

③「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年11月)」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談下さい。

以上